

令和元年第4回八雲町議会臨時会会議録

令和元年8月8日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 工事請負契約の締結について
日程第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
日程第 7 議案第 5 号 令和元年度八雲町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（14名）

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長 15番	黒島竹満君	議長 16番	能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○欠 員（2名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
政策推進課長	竹 内 友 身 君	併選挙管理委員会事務局長	
財 務 課 長	川 崎 芳 則 君	新幹線推進室長	阿 部 雄 一 君
保健福祉課長	戸 田 淳 君	会 計 管 理 者	馬 着 修 一 君
商工観光労政課長	藤 牧 直 人 君	兼 会 計 課 長	伊 藤 修 君
建 設 課 参 事	朝 倉 俊 之 君	水 産 課 長	伊 藤 敏 秋 君
教 育 長	田 中 了 治 君	建 設 課 長	伊 藤 敏 秋 君
社会教育課長		公園緑地推進室長	岡 島 広 幸 君
兼 図 書 館 長		学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君
郷土資料館長	佐 藤 真理子 君		
町史編さん室長		体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
学校給食センター所長	金 浜 ゆかり 君	監 査 委 員	千 田 健 悦 君
総合病院事務長	成 田 耕 治 君	総合病院庶務課長	竹 内 伸 大 君
総合病院庶務課参事	佐々木 裕 一 君	総合病院医事課長	石 黒 陽 子 君
総合病院地域医療連携課長	加 藤 孝 子 君	消 防 長	大 淵 聡 君
消 防 本 部 次 長	伊丸岡 徹 君	八雲消防署庶務課長	高 橋 朗 君
八 雲 消 防 署 長			
八雲消防署警防救急課長	堤 口 信 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野 口 義 人 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君
兼熊石教育事務所長			

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併議会事務局次長	成 田 真 介 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開会 午前１０時００分〕

◎ 開会・開議宣言

○議長（能登谷正人君） ただ今の出席議員は 14 名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和元年 8 月 8 日招集、八雲町議会第 4 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、6 月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配布のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。7 月 30 日函館市において、八雲町国道 277 号整備促進期成会による函館開発建設部への要望が行われ、町長及び関係者と共に参加し、要望活動を行ってまいりました。

また、8 月 6 日は東京都において、渡島総合開発期成会による東京要望が実施され、町長と共に参加し、関係機関へ要望活動を行ってまいりました。

以上、概略を報告いたしましたが、詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会関係であります。8 月 6 日に夕張郡由仁町議会より議員 5 名が「小中一貫教育の取り組みについて」視察研修するため来町され、副議長及び関係課職員が対応いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に横田喜世志君と大久保建一君を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議ありませんので、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既にお手元に配布しております議案 5 件であります。

これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、監査委員及び予め委任又は嘱託を受けた説明員の出席を求めています。

また、事前配布しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配布の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、黒島竹満君の退場を求めます。

（黒島副議長退場）

○議長（能登谷正人君） 提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第1号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

本件は、八雲町学校給食センター改築工事の建築主体工事について、7月24日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は庶務に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、八雲町学校給食センター改築工事建築主体で、工事内容は、建設場所、八雲町内浦町237番地24、鉄筋コンクリート造2階建て1,560.65平方メートルであります。

2、契約の方法は、特別簡易型総合評価落札方式制限付一般競争入札により、7月24日執行したものです。

3、契約の金額は、7億3,040万円

4、契約の相手方は、黒島・八雲製材特定建設工事共同企業体代表者、二海郡八雲町山越115番地の4、株式会社黒島建設代表取締役 黒島 竹満であります。

5、工事代金の支払い方法は、契約の定めるところによるものです。

6、契約の締結の時期は、令和元年8月中で、本臨時会において議決をいただいた後といたし、工期につきましては契約日より令和2年6月29日までであります。

以上で、議案題1号工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
黒島竹満君の入場を求めます。

(黒島副議長入場)

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第2号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。

本件は、八雲町学校給食センター改築工事の電気設備工事について、7月24日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、先の第1号議案と同様の提案理由により、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、八雲町学校給食センター改築工事電気設備で、工事内容は、鉄筋コンクリート造2階建て1,560.65平方メートルに係る電灯、電力、受変電工事の一式であります。

2、契約の方法は、特別簡易型総合評価落札方式制限付一般競争入札により、7月24日執行したものです。

3、契約の金額は、1億7,862万9,000円。

4、契約の相手方は、館脇・小澤特定建設工事共同企業体代表者、二海郡八雲町東雲町9番地50、館脇電気工業株式会社代表取締役 館脇 渉であります。

5、工事代金の支払い方法は、契約の定めるところによるもの。

6、契約の締結の時期は、令和元年8月中で、本臨時会において議決をいただいた後といたし、工期につきましては契約日より令和2年6月29日までであります。

以上で、議案第2号工事請負契約の締結についてのご説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第3号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

本件は、八雲町学校給食センター改築工事の機械設備について、7月24日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、先の第1号と第2号の同様の提案理由により、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、八雲町学校給食センター改築工事機械設備で、工事内容は、鉄筋コンクリート造2階建て1560.65平方メートルに係る空気調和給排水設備工事の一式であります。

2、契約の方法は、特別簡易型総合評価落札方式制限付一般競争入札により、7月24日に執行したものです。

3、契約の金額は、3億3,220万円。

4、契約の相手方は、池田・角田特定建設工事共同企業体代表者、函館市昭和2丁目37番18号、池田暖房工業株式会社函館支店執行役員支店長 杉本 辰であります。

5、工事代金の支払い方法は、契約の定めるところによるもの。

6、契約の締結の時期は、令和元年8月中、本臨時会において議決をいただいた後といたし、工期につきましては契約日より令和2年6月29日までであります。

以上で、議案題3号工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 学校給食センターの機械設備ということで、空調設備、冷暖房の設備だと思うんですけども。総合病院のときには冷房がついていなくて後で設置したということがありましたが、この給食センターでは暖房だけではなくて冷房の方も含んで考えているのかどうかをお聞きいたします。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） ご指摘の部分であります。ご懸念されとおり今回の給食センター改築工事については、初めから冷房設備の設置を設計しております。

これは、この頃は最近ありませんけれども、O-157だとか、衛生面の管理において高熱高多湿という環境では好ましくないというのが当たり前の時代でありますので、当然それは初めから設計に盛り込んでいるというところであります。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 議案第4号工事請負契約の締結について提案説明いたします。
議案書4ページをお願いいたします。

本件は、熊石簡易水道相沼泊川浄水場紫外線処理設備工事について、7月24日に入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結にあたり、先ほどの議案第1号から第3号までと同様に議会の議決を求めようとするものでございます。

1、工事の種類、熊石簡易水道相沼泊川浄水場紫外線処理設備工事、工事の内容ですが、紫外線照射装置2台及び制御盤1台の新設整備と次亜注入設備2組及び操作盤1台の砲身設置と合わせて場内の配管工事でございます。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札によります。

3、契約の金額は、7,777万円。

4、契約の相手方は、新栄・西谷特定建設工事共同企業体代表者、札幌市中央区北8条西20丁目2番15号、新栄クリエイト株式会社代表取締役 大西 洋一であります。

5、工事代金の支払い方法は、契約の定めるところによるもの。

6、契約の締結の時期は、令和元年8月中、本臨時会において議決をいただいた後でございます。工期につきましては、契約日より令和2年2月28日までを予定してございます。

以上で、議案第4号工事請負契約の締結についてのご説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 議案第 5 号令和元年度八雲町一般会計補正予算第 4 号についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 5 号令和元年度八雲町一般会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。議案書 5 ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正でございます。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 3,530 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 155 億 1,392 万 4,000 円にしようとするもので、ホタテ養殖漁業における成貝稚貝の生育不良による移入貝購入に対する支援経費などの追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 10 ページの中段をお願いいたします。

6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費 2,367 万 2,000 円の追加は、噴火湾のホタテ養殖漁業における成貝稚貝の斃死や生育不良をうけて、前浜での稚貝の確保が芳しくないことから、八雲町及び落部の両漁協組合が、管内ホタテ養殖漁家の必要稚貝の 3 割相当を稚貝の生育が良好な移入稚貝を町外から購入して漁業者に配分するもので、これら移入稚貝を購入する費用及び運搬費の経費に対して、漁業者、漁業協同組合及び町がそれぞれ 3 分に 1 を負担する計画であり、19 節にホタテ貝斃死対策事業補助金 2,046 万円のほかに、本年度から令和 2 年度までの 2 か年間、両漁業協同組合の 82 の漁家がホタテ養殖漁業の経営資金として融資を受けている北海道漁業振興資金において、漁業者の経営の安定化を図るため、基準金利 2.4 パーセントから北海道の利子補給 0.9 パーセントを差し引いた 1.5 パーセントを利子補給するもので、北海道漁業振興資金利子補給金 321 万 2,000 円をそれぞれ追加しようとするものであります。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 75 万 6,000 円の追加は、平成 11 年度に整備して 19 年が経過した八雲小学校屋内運動場の外壁の一部において、ひび割れが発生してコンクリート塀が落下しているものが判明したもので、児童や関係者の安全確保を図るため補修が必要だと判断し、11 節需用費に八雲小学校屋内運動場外壁修繕料 75 万 6,000 円を追加しようとするものでございます。

13 款諸支出金、1 項諸費、2 目還付金及び返納金 1,087 万 4,000 円の追加は、平成 30 年度に納付された法人町民税の還付金及び還付加算金によるものであります。

当該町民法人税は、所得の有無にかかわらず負担する均等割と所得に応じて負担する法人税割により課税しておりますが、地方税法に基づく本還付に至った計算過程において、前事業年度の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの確定申告による確定税額を元に、翌事業年度平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの税額を予定申告納付するもので、前事業年度の確定申告による法人税割額に 12 分の 1 を乗じて得た税額により納付して、その後の確定申告において額が確定するものであります。

このことから、町外に事業所を有する一部の法人におきまして、前事業年度に一時的に多額の所得が発生して法人税が増額したものと推測され、翌年度の予定申告の際には一時的な所得があった前事業年度の法人税割額により計算納付し、その後の確定申告の結果、税額が発生しないこととなり、予定申告で納付した法人税の全額全てを還付するもので、23 節償還金利子及び割引料に町税過年度過誤納還付金 1,075 万 5,000 円、町税還付加算金 11 万 9,000 円をそれぞれ追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は 3,530 万 2,000 円の追加であります。

続いて、歳入であります。同じく 10 ページの上段をお願いいたします。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと応援寄金繰入金 2,046 万円の追加は、歳出で説明いたしましたホタテ貝斃死対策事業補助金に要する財源として計上しようとするもので、歳出と同額でございます。

20 款 1 項 1 目繰越金 1,484 万 2,000 円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上でございます。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 3,530 万 2,000 円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正でございます。議案書の 7 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の補正は、先ほど歳出の事項別明細でご説明いたしました漁業者が借入する北海道漁業振興資金に対する利子補給金の追加で、期間を令和元年度から償還完了の日まで限度額を融資額に対する利率の内、1.5 パーセント以内とし設定しようとするものであります。

以上で、議案第 5 号令和元年度八雲町一般会計補正予算第 4 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣言

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和元年第 4 回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前 10 時 24 分〕